

雲南市木材利用促進事業費補助金交付要綱

平成23年3月31日

告示第130号

(趣旨)

第1条 この告示は、市産木材を利用した民間建築物等への助成を行うことにより、木材の利用促進と林業・木材産業の持続的発展及び脱炭素化に関する市民の理解を深めることを目的として交付する雲南市木材利用促進事業費補助金(以下「補助金」という。)について、雲南市補助金等交付規則(平成16年雲南市規則第44号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産木材とは、「しまねの木認証要領」に基づき「しまねの木認証センター」が認証した「しまねの木」をいう。
- (2) 市産木材とは、県産木材のうち、雲南市内の山林で生産された原木を製材加工した木材及び島根県内の山林で生産された原木を雲南市内において製材加工した木材をいう。
- (3) 建築物等とは、住宅及び非住宅建築物並びにこれらに付随する外構工作物をいう。
- (4) 住宅とは、居住の用に供する一戸建て住宅(店舗併用住宅を含む。)をいう。
- (5) 非住宅建築物とは、主に居住以外の用途に供する事務所・店舗等、執務、作業、集会その他これらに類する目的のために継続的に使用する民間建築物をいう。
- (6) 新築とは、建築物のない更地に建築物を建てることをいう。
- (7) 改築とは、既存の建築物の一部又は全部を除去し、これと用途、規模及び構造がほぼ同一の建築物を建てることをいう。
- (8) 増築とは、既存の建築物の床面積を10平方メートル以上増加させて建築物を建てることをいう(敷地内に別棟を建てる場合も含む)。
- (9) 修繕とは、劣化した部分等又は低下した性能等を支障のない状態まで回復させることをいう。
- (10) 内外装木質化とは、模様替えなどで建築物の内外装の仕上げに木材を使用し、性能や品質を向上させることをいう。
- (11) 外構木質化とは、建築物に付随する塀、柵又はデッキ等の外構工作物に木材を使用することをいう。

- (12) 構造材とは、通し柱、管柱、間柱、棟木、大引、土台、母屋、束、垂木、筋かい、根太、胴差、貫、梁又は桁をいう。
- (13) 内外装材とは、建築物内部の床面、壁面又は天井に内装仕上げとして施工される木材及び建築物の外装仕上げとして施工される木材をいう。
- (14) 外構材とは、建築物に付随する塀、柵又はデッキ等の工作物に施工される木材をいう。
- (15) 木工事とは、補助の対象となる市産木材を使用した工事をいう。

(補助事業者)

第3条 補助事業の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市税等を滞納している者を除く。

- (1) 雲南市に住民登録を有する者。ただし、雲南市外の住民であって、雲南市内に住宅を新築することに伴い、当該工事完了後6月以内に雲南市に住民登録される予定の者を含む。
- (2) 雲南市内に事務所又は事業所を有する事業者。ただし、雲南市内に新たに事務所等を建築する者を含む。

(補助対象建築物等)

第4条 補助金の対象となる建築物等は、雲南市内に施工する建築物等で、次の各号の全ての要件を満たし、申請年度内に補助事業が完了できるものとする。ただし、政治活動、宗教活動を目的とした建築物等を除く。

- (1) 新築、改築、増築、修繕、内外装木質化、外構木質化を行う当該建築物等に使用する木材のうち県産木材を50%以上使用するものであること。
- (2) 当該建築物等に使用する県産木材のうち市産木材を20%以上使用するものであること。
- (3) 当該建築物等に使用する木材のうち県産木材及び市産木材を市産木材使用証明書（様式第6号）により証明できること。
- (4) 当該建築物等に使用する木材について、クリーンウッド法に基づく合法性の確認がなされていること。
- (5) 市が行う木材利用及び脱炭素化に係る広報活動への情報提供に協力できる建築物等であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象建築物等に使用する市産木材に対し別表に定める額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(補助等の重複の禁止)

第6条 この補助金の交付を受けようとする補助事業者は、時期を同じくして、補助対象を同一とする市の他の規定による補助等と重複して受けることはできない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、木工事の着手日までに雲南市木材利用促進事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に、必要な書類を添付し、市長に提出するものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助事業者及び補助金の額を決定し、雲南市木材利用促進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助事業者にその旨を通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第9条 前条の規定により交付決定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(申請事項の変更)

第10条 補助事業者は、規則第13条第1項各号に該当するときは、雲南市木材利用促進事業費補助金変更承認申請書(様式第3号。以下「変更承認申請書」という)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更承認申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、雲南市木材利用促進事業費補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

3 前条の規定は、第1項の承認をした場合に準用する。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る行為を完了したときは、速やかに雲南市木材利用促進事業費補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に、必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、提出された実績報告書の内容を規則第15条の規定に基づいて審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対して、雲南市木材利用促進事業費補助金確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、市長に補助金の交付を請求することができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 補助金交付の目的達成に支障となる行為を行ったとき又は目的の達成に必要な市長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助対象の適正管理)

第16条 補助の対象となった建築物等について権利を有する者は、当該建築物等の適正管理に努めなければならない。

(委任)

第17条 この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(告示の失効)

- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの規定に基づき既に交付された交付申請に係る補助金の交付に関しては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表 (第5条関係)

種別	補助金額	補助上限額
市産木材構造材、市産木材下地材、市産木材造作材	1 立法メートル当たり 3 万円以内	6 0 万円
市産木材内外装材、市産木材外構材	見付面積 1 平方メートル当たり 3, 0 0 0 円以内	1 5 万円